

再処理リサイクル政策変更に伴う発生費用等について

2012年1月18日

留意事項
本資料については、あくまで勉強会用資料であり、対外的に説明を要する場合等は別途記述振り等検討いたします

1. 再処理と立地地域に係る経緯の概要

— 日本原燃株式会社

- わが国は、原子力開発当初から核燃料のリサイクルを指向
- 東海再処理工場を建設し、約1,000トンを再処理
- 英仏との間にそれぞれ1978年、1977年に委託契約を締結し、約7,000トンの再処理を委託(回収したPu、U及び廃棄物は日本へ持ち帰ることが原則)
- 国内2番目の再処理工場は民間で建設することとなり、1985年青森県・六ヶ所村に申入れ、青森県及び六ヶ所村と立地基本協定を締結した
 - ・再処理、埋設、濃縮の3点セット(返還廃棄物貯蔵を含む)が条件
 - ・その後、MOX燃料加工を追加(再処理に伴う必然的要素)
 - ・使用済燃料受入れに当たり、最終処分場に行わないことを都度政府に確認
- 電気事業者は、国の政策に基づき民営の10電力等が共同して出資し、1993年六ヶ所再処理工場の建設に着手
- ウラン試験開始の直前に、**国に全量再処理政策が確認されている(2004年閣議決定:原子力政策大綱)**
- 2004年12月に事業者はウラン試験を開始、さらに2006年3月にアケナイブ試験を開始し、425トンを再処理、6.7トンのMOX粉末を回収